

第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センター）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表 3-56 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境 研究所	アルゼンチンアリの補完的防除に関する検討	生息数が減少しつつある市街地ではベイト剤による防除の限界が示唆されている。根絶目標達成に向け、点在している難防除地点でのアルゼンチンアリの発生を抑制する防除法について検討する。
	地域の生物相調査から行う環境影響評価研究	地域の生物モニタリング調査を継続実施する。また、周辺地域調査に併せて、研究所構内で数年後に予定される環境かく乱に先立ち、現状把握のための生物相調査を充実させる。
	生物標本データベースの構築と活用研究検討	ダニ・昆虫等保管する生物標本のデータベースを構築し、いつでもどこでも利用できるよう、デジタル化・可視化を行う。
	ネオニコチノイド系農薬の脊椎動物に対する安全性について	4つのネオニコチノイド系農薬のうち、2つについて長期低濃度暴露試験を実施する。前年度に実施した急性毒性試験結果に基づき、暴露濃度を決定し、カエル変態試験を適用することにより、長期低濃度暴露による致死性以外の毒性影響を明らかにする。
	植物起源の揮発性有機化合物(BVOC)等が大気環境に与える影響	植物が生産し、多量に放出するBVOCの主成分であるイソプレンやピネン等のテルペン類は、大気中のオゾンやヒドロキシラジカルとの反応性が高く、一連の局地的なオゾンの生成に関わり、またその反応生成物であるアルデヒド体は、PM2.5などの粒子状物質の生成にも関与しているとの報告もある。そこで、京都府内におけるテルペン類及びその反応生成物等の動態を把握することにより、光化学オキシダント(Ox)やPM2.5の高濃度事象の原因究明や汚染機構の解明の一助とする。
	PM2.5の高濃度汚染時の観測とデータベース化	広域的なPM2.5高濃度を予想して地方環境研究所等の共同研究として参加機関で情報交換を行い、各自のサイトで共同試料採取を行う。京都府は、久御山局のPM2.5自動測定機のテープろ紙を回収して試料とし、その分析結果を提供し、全国規模のデータベースの構築に参加する。参加機関と連携をとりながら、データ解析を行う。
	PM2.5の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明	PM2.5の高濃度汚染要因解明のための観測研究を行う。京都府は輸送汚染研究グループ等に参画し、グループ全体の研究計画を策定する。本府オリジナルの無機元素の高時間分解能観測とデータ解析手法を基軸として、大陸からの春季の越境輸送に加え、府南部における夏季の光化学二次生成の機構解明に取り組む。
	沿岸海域環境の物質循環現状把握と変遷解析に関する研究	北部閉鎖性海域のうち、夏季と冬季で貧酸素水塊の形成に変動が認められた阿蘇海の詳細調査を再度行い、湾内の貧酸素状態の現状の解明に努める。
	京都府の淡水ガメ生息実態調査	27年度に引き続き、捕獲調査を実施し、外来種の生息・定着状況を明らかにし、外来種対策(生息状況・処分方法・活用方法)と在来種保全に必要な基礎データの収集・提供を行う。
	高リスクが懸念される微量化学物質の実態解明	全国的に広く使用されているネオニコチノイド系農薬の環境実態把握及び排出源解明のため、府内主要河川において調査を実施する。
京都府内河川水等の難分解性有機物の実態把握	京都府を通過する淀川水系の上流である琵琶湖、下流である大阪湾において、BOD/CODの乖離、CODの高止まり現象が生じており、微生物により分解されにくい難分解性有機物の増加が指摘されている。府内では、その実態把握が行われておらず、通過河川における難分解性有機物の割合・挙動等の調査を実施する。	
ゴルフ場使用農薬分析手法の開発	「ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」により、現在228種の農薬が監視対象とされているが、一部を除き分析法が示されていない。28年度は先進府県の分析方法・条件等の情報収集を行い、当所の機器に適合する手法検討を行い、次年度に分析手法の開発を予定している。	

中小企業技術センター	グラフェン成膜手法の確立	1 原子シート状物質であるグラフェンはカーボンナノチューブ等と並び、太陽電池電極等の半導体用部材をはじめ、様々な応用展開が期待されており、興味を持つ府内企業も多い。しかしながら、材料自体が高価であることから、実験的に用いる場合においてもそのハードルが高く、今後の利用促進のためには、その成膜技術の確立が重要となる。本研究では、大面積生産に有利な化学気相堆積法(CVD法)によるグラフェン作製を目指す。
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の有効利用開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白(セリシン・フィブロイン)を有効利用するため、シルクフィルムに関する研究を実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っている。
農林水産技術センター	農林センター	農薬残留調査
	農林センター	全国農地土壌炭素調査
	海洋センター	沿岸環境のリアルタイムモニタリングによる温暖化の影響評価(漁場特性の研究)
		万願寺トウガラシ等のブランド京野菜について、農薬登録適用拡大のため農薬の作物残留分析を実施している。
		京都議定書における温室効果ガス排出量6%削減に向け農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO2吸収源として活用することを目指し、農地土壌炭素含有量等を把握する。
		自動観測ブイを設置してリアルタイムで水温、潮流等をモニタリングし、急潮予測精度の向上を図るとともに、海洋調査船で定期的に海洋観測を行い、温暖化等による本府沿岸海域の環境変化を把握する。

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 「京都府土地利用基本計画」

京都府土地利用基本計画(以下本項において「基本計画」という)は、京都府国土利用計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」等に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、計画図は、毎年必要に応じて変更を行っています。また、計画書については、基本計画の基となる京都府国土利用計画が、29年1月に策定されたことから、29年度中に改定する予定です。

第5節 公害防止計画の推進

府では、公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域について、「環境基本法」に基づき、公害防止計画を作成しています。

作成状況は、以下のとおりです。

1 「京都地域公害防止計画」の概要

①計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市及び大山崎町の4市1町

②計画の期間

23年度から32年度の10年間

③計画の主要課題

河川の水質汚濁

大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。

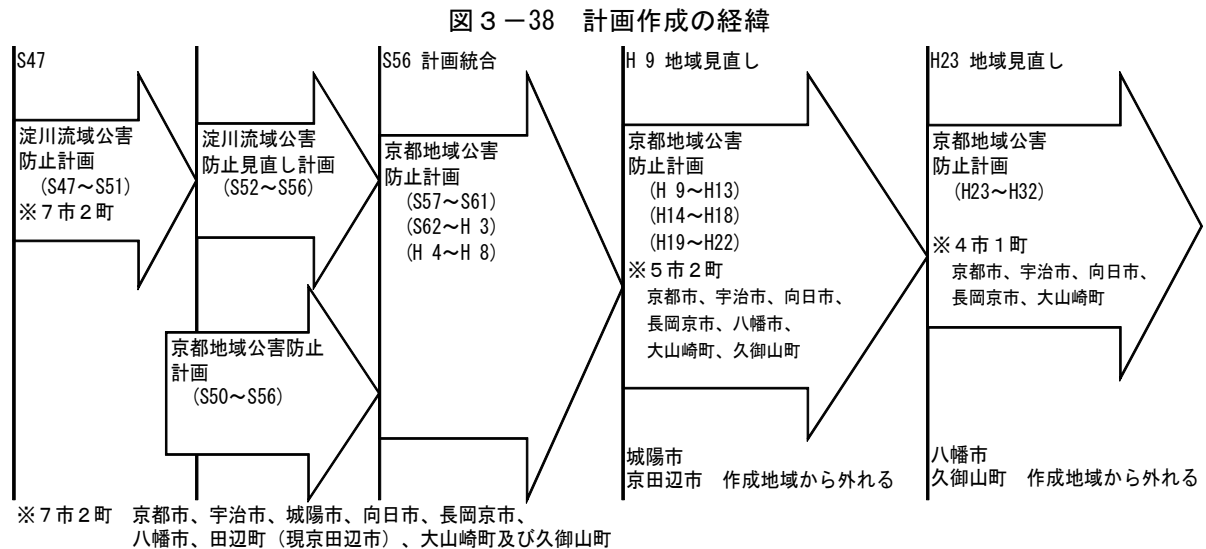
④計画の目標

環境基準の達成

⑤講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

2 府における計画作成の経緯



第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

27年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表3-57のとおり、1,775件（前年度比+93件）となりました。

そのうち、大気汚染、水質汚濁等**典型7公害***の苦情は1,142件（前年度比+106件）、廃棄物投棄等**典型7公害**以外の苦情は633件（前年度比-13件）でした。

典型7公害では騒音・悪臭・大気汚染に関する苦情が多く、典型7公害苦情の83%を占めました。典型7公害以外では、廃棄物投棄が典型7公害以外の苦情全体での49%を占めました。

公害苦情の種類別件数は図3-39、発生源種類別苦情件数は図3-40、地域別苦情件数は図3-41及び公害苦情件数の経年変化は図3-42のとおりです。

なお、公害苦情件数は、公害等調整委員会が実施した調査に基づき府内市町村へ寄せられた件数を集計したものであり、府警察本部への苦情件数は含まれていません。また、同一人からの同一苦情については、複数回苦情があっても1件として取り扱っています。

表 3-57 26年度及び27年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害							小計	典型7公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		廃棄物投棄		
27	307	171	1	382	25	2	254	1,142	633	[310]	1,775
26	269	152	0	365	20	2	228	1,036	646	[327]	1,682

図 3-39 公害苦情の種類別件数

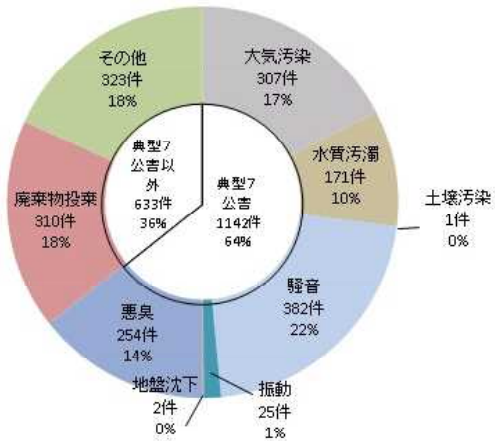


図 3-40 発生源種類別苦情件数

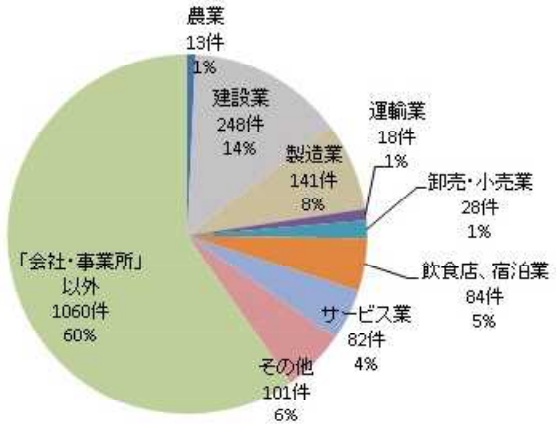
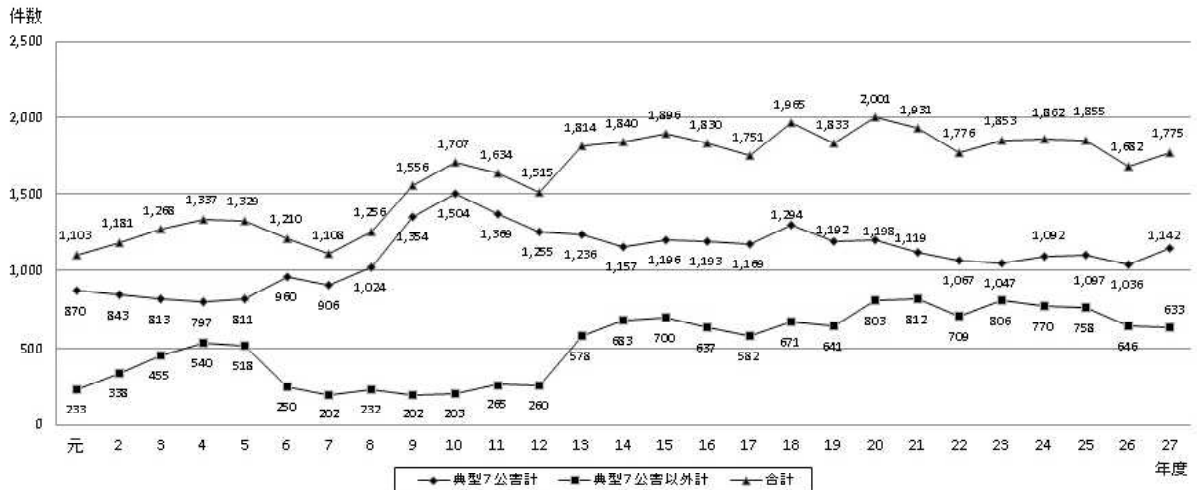


図 3-41 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市、京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図 3-42 公害苦情件数の経年変化



※5年度までは、「典型7公害以外」に市町村又は保健所で受けた野犬の徘徊、放置自転車、路上駐車等の苦情を含む（府警察本部への苦情は含まれていない）。

2 公害紛争の処理

公害苦情においては、一般的には、まず被害者から苦情申立てが行われますが、これが早期に解決されず、原因者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していきことがあります。

「公害紛争処理法」では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手續により公害紛争を処理しています。

28年末までに受理した公害紛争事件は46件（調停45件、仲裁1件）で、処理状況は調停成立16件、調停打ち切り20件、調停申請取下げ8件（ただし、一部調停打ち切り・一部申請取下げの2件を含む）、調停申請却下1件、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多く、地域としては京都市内が34件、京都市以外が12件となっています。

第7節 規制的措施

府警察では、府民の安全で快適な生活を確保するため、市町村と連携し、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めており、これらの違反による検挙が高い水準で推移しています。

28年中は、暴力団関係者による産業廃棄物の不法投棄事犯や行政指導を無視した一般廃棄物の無許可営業事犯等、廃棄物に係る事犯178件(前年対比－8件)、205人(前年対比－22人)を検挙したほか、その他の環境事犯2件(前年対比－1件)、2人(前年対比＋1件)を検挙しました。

表3-58 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	24年		25年		26年		27年		28年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物に係る事犯	300	346	197	264	187	213	186	227	178	205
その他の環境事犯	5	6	7	3	5	5	3	1	2	2
合計	305	352	204	267	192	218	189	228	180	207

注) 暦年(1~12月)による

第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境まで幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。